

KAWASAKI

川崎南法人会だより



ホームページも是非ご覧ください

川崎南法人会

検索 https://km-hojinkai.or.jp



表紙写真: 自衛隊 神奈川地方協力本部 川崎出張所 提供

発行所/公益社団法人川崎南法人会 編集兼発行人/広報委員会 川崎市幸区堀川町66-20 川崎市産業振興会館5階 https://km-hojinkai.or.jp TEL: 044-276-8731 FAX: 044-276-8738

第 12 回通常総会開催 · · · · · · 3
川崎南税務署長あいさつ ・・・・・・・・・・・ 6
川崎南税務署の人事異動 ・・・・・・・・・ 7
令和7年度稅制改正要望事項 · · · · · · 8
身近な法律相談 ・・・・・・・・ 1 1
活動報告 ・・・・・・・・・ 1 2
不整脈は怖い? ・・・・・・・・・・ 1 4
新入会員のご紹介・主要行事予定 ・・・・・・・・ 1 5

川崎市市制100周年に寄せて

川崎市の皆様に必要とされる 高度な医療・福祉サービスの提供を

社会医療法人財団石心会 理事長 杉山 孝博

川崎市が市制100周年を迎えましたが、私たち石心会グループは、昨年 6月に50周年を迎えました。昭和48 (1973) 年設立以来、地域で必要と される「いつでも診る医療」「高度な医療」「心のこもった医療」を実現す るための努力を続けております。



川崎幸病院が川崎の地に発足をした時には、64床の病院でしたが、その後、地域の医療ニーズに絶 え間なく柔軟に応え、2012年には、地域の皆さまの多大なご協力・ご支援のもと、現在の場所に新 築移転して326床の病院になりました。「断らない医療」という理念のもと、24時間365日、年間約 1万台の救急車を受け入れ、現在では地域で1~2位の救急医療機関となっています。また、大動脈外科、 心臓外科、消化器内科・外科、整形外科、放射線治療、サイバーナイフ、透析医療など高度な医療を 提供できる医療機関グループに成長することができました。

その他にも、地域のさまざまな要望に応えるため、訪問診療・訪問看護・夕方診療・日曜祭日診療・ 医療相談など、どのような状態の患者であっても、安心して自宅や地域で生活が続けられるよう医療・ 福祉の体制づくりにも努めてまいりました。予防医学の面では個人や事業所などさまざまな健診ニー ズに応えるため専門の健診センターを開設しました。

少子高齢社会が進行する日本で、今後必要とされるのは、病気の予防・健康管理、疾病の早期発見・ 早期治療、救命救急、急性期、慢性期、終末期を含めた在宅ケアなど、切れ目のない医療・福祉の連携です。

川崎市の益々の発展のためにも、これらの医療・福祉の課題に対して、行政・地域社会、個人・団体、 関係事業者等と連携し、石心会グループにおける医療・福祉を充実させてまいりたいと思います。

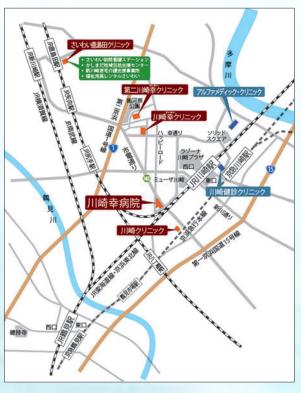


石心会グループ



石心会

川崎幸病院/川崎幸クリニック/第二川崎幸クリニック/ 川崎クリニック/さいわい鹿島田クリニック/アルファ メディック・クリニック/川崎健診クリニック/かしまだ 地域包括支援センター/さいわい訪問看護ステーション/ 新川崎居宅介護支援事業所/福祉用具レンタルさいわい



第12回 通常総会開催



鈴木 慎二郎 会長

6月13日(木)公益社団法人川崎南法人会第12回通常総会が川崎日航ホテルにて 開催しました。

鈴木愼二郎会長を議長として、松井総務委員長より決議事項として「令和5年度

収支決算報告(含監査報告)承認の件」が報告され、 続いて報告事項として①「令和5年度事業報告」②「令 和6年度事業計画」③「令和6年度収支予算」が報告さ れ、満場一致で原案どおり可決承認されました。

続いて令和5年度会員増強の表彰に移り、会長から 会員増強にご尽力された方々と川崎信用金庫及び受託 保険会社に対して、会長から感謝状と記念品が贈呈さ れました。ご来賓の川崎南税務署の田中健二署長、神 奈川県川崎県税事務所の五本木顕良所長、東京地方税



講演会講師 河合 敦氏

髙木 清隆様

総会前の第1部講演会は講師に歴史作家、多摩大学客員教授で早稲田大学講師の 河合敦氏を迎えて「新札の偉人たち」と題して講演を行いました。

田中 勇人様

理士会川崎南支部の橋本光志支部長からご祝辞をいただきました。

会員増強に伴う感謝状の贈呈

個人の部		(順不	同)
金賞】			

菊三建設 株式会社 中村 光一 様 【銀賞】

株式会社アップ総合企画

京浜化工 株式会社柏木 奈生 様小向工業 株式会社内田 英子 様アオイ機工 株式会社青柳 達磨 様

【銅賞】

有限会社 生稜工業 石田 生 様 有限会社 龍美社 下村 京子 様 ティーケーユーサービス 株式会社 角田 健藏 様 税理士法人 原・山崎会計事務所 原 晃子 様 山崎 忍 様

【努力賞】

株式会社 久保田酒店 窪田隆太郎 様 A M 自動車工業 株式会社 青木 一孝 様 株式会社 マイルストーンジャパン 野路 尚弘様 松井工業 株式会社 松井 秀之様 株式会社 一心屋 島﨑ハル子 様 山次工業 株式会社 山口 幸太様 渡辺誠一郎 様 株式会社 渡辺土木 ユウホーム 鳥海 郁子様 九重運輸 株式会社 山﨑由美子 様

団体の部

【金賞】

東第1支部支部長 中村 光一様

【銅賞】

中央支部 支部長 簑口 昌明 様

東第3支部支部長

【特別賞】

 青年部会 部会長
 森本 和樹 様

 女性部会 部会長
 柏木 奈生 様

【感謝状】

川崎信用金庫 様 大同生命保険 株式会社 川崎南営業所 様 AI G損害保険 株式会社 横浜支店 様



全法連・県法連功労者表彰 受彰者

【全国法人会連合 功労者表彰】

 中村
 光一様
 菊三建設 株式会社

 小山
 宏明様
 小山塗料 株式会社

【神奈川県法人会連合会 会長賞受賞者】

野本忠様有限会社 ウイット古名弘展様株式会社 古名建設工業中村永子様株式会社 福嶋鉄工所

令和6年度事業計画書

(令和6年4月1日~令和7年3月31日)

I 基本方針

(公益事業の推進)

(1) 税知識の普及をはじめとする健全な納税者団体として の公益事業を積極的に推進するとともに、地域企業の 発展・地域社会への貢献を高め、会員企業の緊密な交 流を通じ、もって公益法人としての社会的使命を果た すことに努める。

(税務行政への協力)

(2) 税務当局との連絡協調を保ち、あらゆる機会を通じて 納税者と税務当局の間の相互理解の醸成に努め、また 広く税務知識の普及を通じて納税道義の高揚を図り公 正な税制と円滑な税務行政に寄与する。

(租税負担の合理化)

(3) 中小企業の租税負担の軽減と合理・簡素化及び適正公平な税制確立のため、会員の要望意見を徴するとともに、税制の研究に努め、税制改正要望事項の達成を期する。

(経理知識の普及)

(4) 企業経営の健全化並びにその発展向上に資するため、 当会は経営、経理、労務及び税務に関する講習会、研 修会の事業活動を積極的に行うとともに適正な申告の 普及と指導に努める。

Ⅱ 重点事項

1 組織関係

- (1) 本部・支部・部会役員が一丸となり、会員増強運動を推進し、組織の拡大強化を図り目標達成に努める。
- (2) 支部機能と部会活動の強化をはかることにより、法人会事業への積極的参加を図る。

2 事業関係

- (1) 税制・税務会計並びに経理に関する研修会、講習会を 開催する。
- (2) 税務・法律などの無料相談をはじめ、企業経営に役立 つ税務・経営・労務・経済等の講演会、セミナー等を 開催する。併せて、会員の多様化するニーズに応える ため文化的活動等も行い、共益事業の充実を図る。
- (3) 公益法人として地域社会に貢献するため、公益事業を行うほか、地域が実施する事業へ協賛・参加する。

3 福利厚生関係

- (1) 企業及び経営者のリスクを守るため、様々なテーマで 会員向け事業を展開し、経営者大型保障制度の普及推 進を図る。
- (2) 会員企業の経営者・従業員のための生活習慣病の検診を実施する。

4 広報活動関係

- (1) 機関誌を通じ、会員との連携を一層密にし、事業参加の意識を高めるとともに 公益法人として積極的な広報に努める。
- (2)「e-Tax」の普及促進に資するため、役員企業を はじめ会員の利用率向上を図る。
- (3) 租税教育については、次代を担う小・中学校等の児童・ 生徒に国や地方公共団体の財政を支える「税」につい ての関心を高め、その意義・役割について理解を深め てもらうとともに、積極的な実施に努める。

Ⅲ 主要事業計画

1 税知識の普及を目的とする事業(公益1-1)

- (1) 新設法人説明会
- (2) 決算法人説明会
- (3) 租税教室
- (4) 法人税申告書の見方・書き方研修会
- (5) 女性部会税務研修会
- (6) 源泉部会税務研修会
- (7) 支部税務研修会

2 納税意識の高揚を目的とする事業(公益1-2)

- (1) 税の絵はがきコンクール
- (2) 納税表彰式
- (3)「税を考える週間」広報活動
- (4) 川崎市民祭り租税教育活動
- (5) 税に関する作文の表彰
- (6) 機関誌による税情報の発信
- (7) 幸区民祭り租税教育活動

3 税制及び税務に関する調査研究並びに提言に関する事業(公益1-3)

- (1) 法人会全国大会
- (2) 公益財団法人全国法人会総連合税制セミナー
- (3) 三者会議
- (4) 全国青年の集い
- (5) 全国女性フォーラム

1 地域企業の健全な発展に資する事業(公益 2)

- (1) 実務経理セミナー
- (2) 初級簿記講習会
- (3) パソコン講習会
- (4) 研修会セミナー
- (5) インターネットセミナー
- (6) 青年経営者のための実務セミナー
- (7) 無料税務・法律相談

1 地域社会への貢献を目的とする事業(公益 3)

- (1) 県連事業
- (2) 米海軍第七艦隊音楽隊コンサート
- (3) 健康セミナー
- (4) 救急救命講習会

1 会員の交流及び福利厚生に資するための事業(共益)

- (1) 新年賀詞交歓会
- (2) 本部ゴルフ大会
- (3) 本部施設見学会
- (4) 部会施設見学会
- (5) 支部企業交流会
- (6) 部会企業交流会
- (7) 理事・委員会・委員(交流会)
- (8) 会員増強活動
- (9) 支部報告会
- (10)経営者大型保障制度の普及推進
- (11)ビジネスガードの普及推進
- (12)がん保険制度の普及推進
- (13)貸倒保険制度の普及推進
- (14)成人病診断事業
- (15)総合火災共済
- (16)福利厚生共済
- (17)一般社団法人神奈川県法人会連合会税制問題研究会

令和6年度 正味財産増減計算予算書

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

科目	本年度予算	前年度予算	増減
I. 一般正味財産増減の部 i. 経常増減の部			
(i)経常収益			
1. 特定資産運用益	4,000	4,000	_
(1)特定資産受取利息 (2)特定資産受取賃借料	4,000	4,000	
2. 受取会費	23,600,000	24,100,000	△ 500,000
(1) 正会員受取会費(2) 特別会員受取会費	22,500,000	23,000,000	△ 500,000
(3) 贊助会員受取会費	1,100,000	1,100,000	_
3. 事業収益	4,583,800	4,818,800	△ 235,000
(1)研修会事業収益(2)成人病検診事業収益	251,800 430,000	241,800 430,000	10,000
(3)共済保険代理事業収益	800,000	800,000	_
(4) 会員親睦事業収益	3,102,000	3,347,000	△ 245,000
4. 受取補助金 (1) 受取全法連補助金	19,656,100	19,869,900	△ 213,800
(2)受取県法連補助金	1,700,000	1,700,000	-
(3)受取全法連助成金振替額	17,956,100	18,169,900	△ 213,800
5. 受取負担金 (1)青年部会負担金	300,000 300,000	_	300,000 300,000
6. 雑収益	850,150	570,150	280,000
(1)受取利息	150	150	-
(2) 広告料収益 (3) 雑収益	450,000 400,000	170,000 400,000	280,000
経常収益計	48,994,050	49,362,850	△ 368,800
(ii)経常費用	00.055.000	04 000 000	
1. 公益目的事業 ①税関連を目的とする事業	30,955,788 20,824,606	31,639,207 21,714,575	△ 683,419 △ 889,969
給料手当	7,626,000	7,626,000	_ 000,000
退職給付費用	465,000	465,000	
福利厚生費 旅費交通費	1,260,150 1,171,500	1,260,150 1,591,900	
通信運搬費	445,000	455,000	
減価償却費	75,088	46,929	
消耗什器備品費 消耗品費	93,000 759,500	93,000 719,500	
修繕費	93,000	93,000	
印刷製本費	2,246,500	2,206,500	
光熱水料費	23,250 761,280	23,250	
賃借料 事務所管理費	761,280	761,280 -	
会場費	278,000	482,000	
保険料 諸謝金	87,206 1,207,000	87,206 1,299,000	
租税公課	488	488	
会議費	120,000	138,000	
委託費 車 致 禾 紅 弗	2,259,000	2,623,000	
事務委託費 支払負担金	334,800 356,000	212,528 368,000	
広告宣伝費	46,500	46,500	
新聞図書費	3,999	3,999	
リース料 貸倒損失	623,565 226,985	623,565 226,985	
支払手数料	215,295	215,295	
維費	46,500	46,500	↑ 141 OFF
②地域企業の健全な発展に資する事業 給料手当	6,827,817 2,656,800	6,968,872 2,656,800	△ 141,055
退職給付費用	162,000	162,000	
福利厚生費	439,020	439,020 81,000	
旅費交通費 通信運搬費	81,000 131,600	131,600	
減価償却費	16,925	10,578	
消耗什器備品費 消耗品費	32,400 144,800	32,400 144,800	
修繕費	32,400	32,400	
印刷製本費	16,200	16,200	
光熱水料費 賃借料	8,100 171,600	8,100 171,600	
事務所管理費	- 171,000	- 171,000	
会場費	165,000	200,000	
保険料諸謝金	30,381	30,381	
租税公課	1 744 800	1 854 800	
仕上りに入ら木	1,744,800 110	1,854,800 110	
会議費	110	110	
会議費 委託費	110 552,000	110 597,000	
会議費 委託費 事務委託費 支払負担金	552,000 116,640	597,000 74,042	
会議費 委託費 事務委託費 支払負担金 広告宣伝費	552,000 116,640 16,200	110 597,000 74,042 16,200	
会議費 委託費 事務委託費 支払負担金 広告宣伝費 新聞図書費	110 552,000 116,640 16,200 1,393	597,000 74,042 16,200 1,393	
会議費 委託費 事務委託費 支払告宣伝費	552,000 116,640 16,200	110 597,000 74,042 16,200	
会議費 委託費 事務長重 支払負宣配費 支出宣図書 リース料 貸倒長失 支払男数料	110 552,000 116,640 16,200 1,393 217,242 - 75,006	110 597,000 74,042 16,200 1,393 217,242 - 75,006	
会議證費 委託費 享務委託費 支払負宣伝書 近居國國本 所聞図本料 貸倒損果失 支払手数料 維費	110 552,000 116,640 16,200 1,393 217,242 - 75,006 16,200	110 597,000 74,042 16,200 1,393 217,242 - 75,006 16,200	347 605
会議費 委託費 事務核負託費 支払負宣配費 方借宣國書料 貸倒人失 支払手数料	110 552,000 116,640 16,200 1,393 217,242 - 75,006	110 597,000 74,042 16,200 1,393 217,242 - 75,006	347,608
会議費 委託費 事務委託費 支払負担金 労開四ス料 貸倒損失 支払手数料 雑費 ③地域社会への貢献を目的とする事業 給料手当 退職給付費用	110 552,000 116,640 16,200 1,393 217,242 -75,006 16,200 3,303,365 1,213,600 74,000	110 597,000 74,042 16,200 1,393 217,242 	347,606
会議費 委託費 事務委託費 支払負担金 広告宣書費 リース料 賃倒損失 支払手数料 雑費 ③地域社会への貢献を目的とする事業 総戦科手当 退職給付費用 福利厚生費	110 552,000 116,640 16,200 1,393 217,242 - 75,006 16,200 3,303,365 1,213,600 74,000 200,540	110 597,000 74,042 16,200 1,393 217,242 75,006 16,200 2,955,760 1,213,600 74,000 20,554	347,608
会議監費 委託費 事務委託費 支払負宣図表担查 新聞口ス料失 負国医書費 リーの損手数料 推費 社会 3)地域社会 3)地域社 4 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5	110 552,000 116,640 16,200 1,393 217,242 - 75,006 16,200 3,303,365 1,213,600 74,000 200,540 61,000 149,200	110 597,000 74,042 16,200 1,393 217,242 	347,60
会議費 委託費 事務委託費 支払負金 広告宣配書費 リース損失 支払手 登組 3.地域科手 9. 3.地域科手 9. 3. 3. 3. 3. 3. 4. 4. 5. 6. 6. 7. 7. 8. 7. 8. 7. 8. 8. 8. 8. 8. 8. 8. 8. 8. 8. 8. 8. 8.	110 552,000 116,640 16,200 1,393 217,242 75,006 16,200 3,303,365 1,213,600 74,000 200,540 61,000 149,200 16,925	110 597,000 74,042 16,200 1,393 217,242 	347,608
会議費 委託費 事務委託費 支払負宣医担費 労間公料 負宣区書費 リース料失 支払予 資別手数料 雑費 3.地料手 分の貢献を目的とする事業 給料手付生費 服職即厚生費 旅費交通費 通信搬費	110 552,000 116,640 16,200 1,393 217,242 - 75,006 16,200 3,303,365 1,213,600 74,000 200,540 61,000 149,200	110 597,000 74,042 16,200 1,393 217,242 	347,60
会議費 委託券 事務委託費 支払負置監費 りごと言医費 り回ス料 賃倒払手 登地域料無額を目的とする事業 給職料等給付生費 組職科交運搬却 選問人生費 施信居避費 通信無針 強調費 通信報告 資産運搬却要 消耗品費 消耗品費 修總費	110 552,000 116,640 16,200 1,393 217,242 - 75,006 16,200 3,303,365 1,213,600 74,000 200,540 61,000 149,200 16,925 14,800 16,600 14,800	110 597,000 74,042 16,200 1,333 217,242 	347,608
会議費 委託券 等務委託費 支払負定 店間 方開口 ス 員失 支支 主費 リ質倒長失 文社費 (3.地域社会への貢献を目的とする事業 総料職給厚生通搬到厚生通搬到厚生通搬到厚生通搬到厚生通搬到厚生通搬費 通偏價針器費 減無程品費 修繕費 修利要 修利要 修利要 修利要 修利要 修利等	110 552,000 116,640 16,200 1,393 217,242 	110 597,000 74,042 16,200 1,393 217,242 75,006 16,200 2,985,760 1,213,600 200,540 49,000 112,200 10,578 14,800 199,600 14,800 67,400 67,400	347,60
会議費 委託券登託費 支払費 支払告費 り店出会費 り国ス損失 支払手 登城科手 3.地域科手 4. 3.地域科手 4. 3. 3. 3. 3. 3. 3. 4. 4. 5. 5. 6. 6. 6. 7. 7. 7. 7. 7. 7. 7. 7. 7. 7. 7. 7. 7.	110 552,000 116,640 16,200 1,393 217,242 	110 597,000 74,042 16,200 1,393 217,242 75,006 16,200 2,955,760 1,213,600 200,540 49,000 10,578 14,800 14,800 67,400 3,700	347,60
会議託費 委託券委託費 支払免責監費 リー間担工費 リー間担工費 (変) 地域共 (変) 地域共 (変) 地域共 (変) 地域共 (変) 地域共 (変) 地域共 (変) 地域共 (変) 地域共 (変) 地域 (変) 地域 (変) 地域 (変) 地域 (変) 地域 (変) とする (変) にない (変) にない	110 552,000 116,640 16,200 1,393 217,242 75,006 16,200 3,303,365 1,213,600 200,540 61,000 149,200 16,925 14,800 169,600 14,800 107,400 3,700 171,600	110 597,000 74,042 16,200 1,393 217,242 	347,608
会議費 委託費 季務委託費 支払負金 広告問題之提費 リース損失 支払手 資組与契料 雑費 3.地域科手台 費用 福利費交通搬料 海區價價性費 旅費空通搬車 通區價值價計器備 員 海區價值價計器備 長 等額製本費 消耗耗費 修額製本費 的 將額更本費 的 等額數本費 方 等額 等額 等 等 等 等 等 等 等 等 等 等 等 等 等 等 等 等	110 552,000 116,640 16,200 1,393 217,242 — 75,006 16,200 3,303,365 1,213,600 74,000 200,540 61,000 149,200 16,925 14,800 107,400 3,700 171,600 — 446,000	110 597,000 74,042 16,200 1,393 217,242 	347,60
会議費 委託券委託費 支払負置企費 事務委託費 支払負置医費 リ質組長費 リ質倒長等 支支費 3. 地域社会への貢献を目的とする事業 給職科給付生費 協關受運搬却費 通信與等通過價耗品費 適何種件品費 修繕剛製本費 門剛水科費 官將科等 電場 等等 可剛就本費 受情務所 等 等。 場 等 等 等 等 等 等 等 等 等 等 等 等 等 等 等 等	110 552,000 116,640 16,200 1,393 217,242 -75,006 16,200 3,303,365 1,213,600 74,000 200,540 61,000 149,200 16,925 14,800 169,600 14,800 107,400 3,700 171,600 -446,000 13,878	110 597,000 74,042 16,200 1,393 217,242 75,006 16,200 2,955,760 1,213,600 74,000 200,540 49,000 112,200 10,578 14,800 199,600 14,800 67,400 3,700 171,600 171,600 171,600 188,000 188,000 198,000 11,200 11,200 11,200 11,200 11,200 12,200 13,370	347,605
会議費 委託券委託費 支払負金 広告宣配書費 リース提失 支払手賃倒去失 支払手費 3.動域科手等 2.職場付費用 福利度交通報費 通信匯貸出器 所用等企通數費 通信匯貸出器 所用等企通數費 通信匯貸出器 所用等的。 資格數 等轉數 等轉數 等等的 等等數 等等數 等等數 等 等 等 等 等 等 等 等 等 等 等	110 552,000 116,640 16,200 1,393 217,242 — 75,006 16,200 3,303,365 1,213,600 74,000 200,540 61,000 149,200 16,925 14,800 107,400 3,700 171,600 — 446,000	110 597,000 74,042 16,200 1,393 217,242 	347,608
会議費 委託券委託費 支託券委託費 支出金 方面に費 リ質例主要 リ質例主要 (3)地域社会への貢献を目的とする事業 総職人会 海標社当 日本の資献を目的とする事業 総職人生 通信和費 運搬却費 通信報費 通信解析品費 海標品費 海標品費 海標品費 海標的要本料 管網製本料 管網製本料 等的費 等 時 等 時 等 時 等 時 等 時 等 時 等 時 等 時 等 時 等	110 552,000 116,640 16,200 1,393 217,242 -75,006 16,200 3,303,365 1,213,600 74,000 200,540 61,000 149,200 16,925 14,800 16,960 14,800 17,400 3,700 171,600 -446,000 13,878 155,000 110 65,000	110 597,000 74,042 16,200 1,393 217,242 75,006 16,200 2,985,760 1,213,600 200,540 49,000 112,200 10,578 14,800 199,600 14,800 171,600 271,600 286,000 13,878 153,200 110 106,000	347,608
会議氏費 委託券登 等務核会託費 支出行公司 方的国际工程 方的国际工程 方面 工程 支到 地域科手統 (2) 地域科手統 (3) 地域科手統 (4) 世級 (4) 世級 (5) 世級 (5) 世級 (6) 世 (6)	110 552,000 116,640 16,200 1,393 217,242 75,006 16,200 3,303,365 1,213,600 74,000 200,540 61,000 149,200 16,925 14,800 107,400 3,700 171,600 446,000 13,878 155,000 110 65,000 224,000	110 597,000 74,042 16,200 1,393 217,242 75,006 16,200 2,955,760 1,213,600 10,578 14,800 67,400 3,700 171,600 1,3778 153,200 110 60,000 128,000	347,608
会議費 委託券委託費 支託券委託費 支出金 方面に費 リ質例主要 リ質例主要 (3)地域社会への貢献を目的とする事業 総職人会 海標社当 日本の資献を目的とする事業 総職人生 通信和費 運搬却費 通信報費 通信解析品費 海標品費 海標品費 海標品費 海標的要本料 管網製本料 管網製本料 等的費 等 時 等 時 等 時 等 時 等 時 等 時 等 時 等 時 等 時 等	110 552,000 116,640 16,200 1,393 217,242 -75,006 16,200 3,303,365 1,213,600 74,000 200,540 61,000 149,200 16,925 14,800 16,960 14,800 17,400 3,700 171,600 -446,000 13,878 155,000 110 65,000	110 597,000 74,042 16,200 1,393 217,242 75,006 16,200 2,985,760 1,213,600 200,540 49,000 112,200 10,578 14,800 199,600 14,800 171,600 271,600 286,000 13,878 153,200 110 106,000	347,605

		V. to sky of the	(単位:円)
科 目 新聞図書費	本年度予算 636	前年度予算 636	増減
リース料貸倒損失	99,234	99,234	
支払手数料	34,262	34,262	
維費 2. 収益事業等	7,400 10,057,402	7,400 9.865.335	192,067
④会員の交流に資するための事業	10,057,402	9,865,335	192,067
給料手当 退職給付費用	2,460,000 150,000	2,460,000 150,000	
福利厚生費	406,500	406,500	
旅費交通費 通信運搬費	257,000 275,000	297,000 250,000	
減価償却費	22,465	14,040	
消耗什器備品費 消耗品費	30,000 407,000	30,000 383,000	
修繕費	30,000	30,000	
印刷製本費 光熱水料費	620,000 7,500	634,000 7,500	
賃借料	227,760	227,760	
事務所管理費 会場費	286,000	262,000	
保険料	28,131	28,131	
諸謝金 租税公課	110,000 146	125,000 146	
会議費	2,978,500	3,191,300	
委託費 事務委託費	806,000 108,000	444,000 68,558	
支払負担金 支払寄付金	434,000	443,000	
渉外慶弔費			
諸会費			
固定資産除却損 広告宣伝費	15,000	15,000	
新聞図書費	1,290	1,290	
リース料 表彰費	201,150	201,150	
貸倒損失	111,510	111,510	
支払手数料 雑費	69,450 15,000	69,450 15,000	
3.管理費 給料手当	7,875,218 2,443,600	7,715,614 2,443,600	159,604
退職給付費用	149,000	149,000	
福利厚生費 旅費交通費	403,790 89,500	403,790 89,500	
通信運搬費	419,200	389,200	
減価償却費	22,465	14,041	
消耗什器備品費 消耗品費	29,800 94,600	29,800 94,600	
修繕費	29,800	29,800	
印刷製本費 燃料費	264,900	264,900	
光熱水料費 賃借料	7,450 227,760	7,450 227,760	
事務所管理費	-	-	
会場費 保険料	246,000 27,944	216,000 27,944	
諸謝金	300,000	300,000	
租税公課会議費	1,202,000	146 1,060,000	
委託費	-	-	
事務委託費 支払負担金	107,280 265,000	68,100 355,000	
支払寄付金		-	
涉外慶弔費 諸会費	250,000 310,000	250,000 310,000	
広告宣伝費	14,900 1,282	14,900 1,282	
新聞図書費 リース料	199,809	199,809	
表彰費 貸倒損失	157,105	157,105	
支払手数料	596,987	596,987	
維費 経常費用計	14,900 48,888,408	14,900 49,220,156	△ 331,748
評価損益等調整前当期経常増減額	105,642	142,694	3.,0
基本財産評価損益等 特定資産評価損益等			
投資有価証券評価損益等 評価損益等計		_	
当期経常増減額	105,642	142,694	
ii. 経常外増減の部 (i) 経常外収益			
経常外収益計 (ii) 経常外費用	-	_	
経常外費用計	_	_	
当期経常外増減額 他会計振替前	-	_	
当期一般正味財産増減額	105,642	142,694	△ 37,052
他会計振替額 税引前当期一般正味財産増減額	105,642	142,694	△ 37,052
法人税、住民税及び事業税	70,000	70,000	-
法人税等調整額 当期一般正味財産増減額	35,642	72,694	_ △ 37,052
一般正味財産期首残高	94,857,804	94,785,110	72,694
一般正味財産期末残高 II 指定正味財産の部	94,893,446	94,857,804	35,642
	17,956,100	18,169,900 18,169,900	△ 213,800 △ 213,800
受取補助金等	17 056 100 1	18,169,900	△ 213,800
	17,956,100 △ 17,956,100	\triangle 18,169,900	213,800
受取補助金等 全法連助成金 一般正味財産、の振替額 一般正味財産への振替額			213,800 213,800
受取補助金等 全法連助成金 一般正味財産への振替額	△ 17,956,100	\triangle 18,169,900	
受取補助金等 全法運助成金 一般正味財產、の擬替額 一般正味財產、の擬替額 当期指定正味財產增強減額 指定正味財產期首残高 指定正味財產期首残高	△ 17,956,100 △ 17,956,100 – – – –	△ 18,169,900 △ 18,169,900	213,800
受取補助金等 全法通助成金 一般正味財産への擬替額 一般正味財産や放替額 当期指定正味財産増減額 指定正味財産開替残高	△ 17,956,100	\triangle 18,169,900	



川崎南税務署長 生田目 靜 神奈川県出身



初秋の候、公益社団法人川崎南法人会の皆様方には、益々ご清栄のこととお慶び申し 上げます。

私は、この度の人事異動により、川崎南税務署長を拝命した生田目でございます。前 任の田中署長同様にご厚誼を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

鈴木会長をはじめ役員並びに会員の皆様方には、平素から税務行政の円滑な運営に対 しまして、格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

貴会におかれましては、「税のオピニオンリーダー」として、税に関する様々な研修 会をはじめ、次世代を担う児童を対象とした「租税教室」や「税に関する絵はがきコンクー ル」の開催など幅広い活動を通じて、正しい税知識の普及や納税道義の高揚に大きく貢

献いただいております。

また一方で、昨年度、新型コロナウイルスの影響により中止されていた「米海軍第7艦隊音楽隊コンサート」 を 4 年ぶりに開催するなど、公益社団法人として社会貢献活動にも大変熱心に取り組まれ、地域社会の健全な発 展にも大きく貢献されておられますことに、深く敬意を表します。

さて、私ども国税組織に課された使命である「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」 ためには、デジタル技術を活用した納税者サービスの充実や納税環境の整備に取り組んでいくことが重要である と考えております。今後も、ご自宅からのe-Tax申告、キャッシュレス納付及び納税証明書のオンライン請求の 利用促進に取り組んでまいります。

更に、令和5年7月に開設された国税局の業務センターにおける対象署を拡大し、事務の効率性の確保に努め てまいります。

また、昨年10月より開始されましたインボイス制度につきまして、関係民間団体の皆様のご理解、多大なる ご協力により、円滑に開始することができました。引き続き、免税事業者等の小規模事業者の方々への丁寧な対 応が必要であると考えておりますので、より一層のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

結びに当たりまして、公益社団法人川崎南法人会の益々のご発展と、会員の皆様方のご健勝並びに事業のご繁 栄を心からお祈り申し上げまして、着任の挨拶とさせていただきます。



法人担当副署長 鈴木達也 愛知県出身 2年目になりました。法人会の 皆様方には常日頃から大変お世 話になっております。今年度も どうぞよろしくお願いいたしま





法人課税第1統括官 戸田浩 大阪府出身 前年に引き続きよろしくお願い いたします。



法人課税第2統括官 藤俊也 東京都出身 この度の異動で大森税務署から 参りました。川崎南法人会、源 泉部会の皆様と一緒に活動して いきたいと思います。どうぞよ ろしくお願いいたします。



八木澤 舞 栃木県出身 この度の異動で東京局調査部か ら参りました。各種研修会等を 通じて、会員の皆様のお役に立 てればと思います。どうぞよろ しくお願いいたします。

法人課税第1審理上席



法人課税第2審理上席 古屋恒希 石川県出身 この度の異動で保土ケ谷署から 参りました。源泉所得税関連の 説明会や研修会を担当させてい ただきます。どうぞよろしくお 願いいたします。

川崎南税務署幹部人事異動

(令和6年7月10日付)

			137420	(令和6年7月10日付)
職名		異動後幹部	異	動前幹部
44% 1	氏 名	前 任 署	氏 名	異 動 先
署長	なまため、それ生田目	局総 会計課 営繕監理官	た なか けん じ 田 中 健 二	局徴 管理運営 課長 兼 局企 内部事務センター化 PT長
副署長(法担)筆頭	ヺず き たつ 鈴 木 達 -	留任	(法担) 対 き たつ や 鈴 木 達 也	
副署長(総担)	矢 野 武	芝総務課長	(総担) ほん だ たか ひろ 本 田 高 広	局総企業務センター室 (千葉西) 統括国税管理官
特別調査官(法)	なか やま たく	日本橋 副署長 (総担)	藤井雅之	横浜中 法人 上席
総務課長	前島 正	引 川崎南 徴収1 統括官	うち かど しん じ 内 門 伸 二	千葉東 総務 課長
管運統括官	sh fig th in	方 長官官房参事官 システム企画4 係長	金 子 亜希子	王子 管運1 統括官
徴収第1統括官	やま ざき より 山 崎 麗 -	产 世田谷 徴収1 統括官	前島正紀	川崎南 総務 課長
徴収第2統括官	上 村 公	が 小田原 徴収2 統括官	松本裕子	緑 徴収2 統括官
個人第1統括官	平山未知	局課一 国税訟務官室 総括主査	t th th lips 田 中 孝 幸	局総 会計課 営監官付 課長補佐
個人第2統括官	福間紀	登 留任	福間紀之	
個人第3統括官		2 留任	本 洋 之	
連絡調整官(個人)		五子 個人 1 総括上席	香 取 曲布子	東京上野税広官
資産統括官		る 留任	大町高弘	
特別調査官(法)		留任 留任	#E # #50 DOT 横瀬正 英	
法人第1統括官		留任	产曲浩二	
法人第2統括官		大森 法人2 統括官	もり た いち ろう 森 田 一 郎	目黒 法人 調査官(再)
法人第3統括官		横浜中 法人9 統括官	大塚英雄	厚木 法人1 統括官
法人第4統括官		小田原 法人3 統括官	笠 井 信	蒲田 法人 上席
法人第5統括官		留任	西村有史	
法人第6統括官	板 本 真 -	荒川 法人1 上席	弘中 豊	相模原 法人6 統括官
審理専門官(法人)		麻布 審専官	ふく はら いち た ろう 福 原 逸太朗	東京上野審専官
連絡調整官(法人)	持 永 瞬 -	京橋 総務 課長補佐	中野奈保子	保土ヶ谷 法人 連調官
課長補佐		留任	佐藤尚美	
総務係長		留任	北田貴大	
会計係長	# は おか ひろ 大 相 岡 大 オ	大和 総務 会計係長	石 川 秀 樹	局 徴収 特機官付 (横浜中)



令和7年度税制改正要望事項

-般社団法人 神奈川県法人会連合会

<はじめに>

令和5年5月に新型コロナウイルスが5類に引き下げとなり、ようやくコロナ禍から平時への移行が進展し、徐々に生活・事業活動等の経済社会活動は正常化に向かっていった。経済については、雇用・所得環境が改善する下で、緩やかに回復をしているとはいえ、2年以上にもわたるロシアのウクライナ侵攻、中国の覇権主義的海洋進出、中東における歴史的紛争の再勃や度重なる北朝鮮のミサイル実験など地政学的なリスク、そして急激な円安による原材料費やエネルギー価格の高騰など物価上昇で我が国の経済は依然として厳しい状況にある。

中小企業は日本経済の基盤であり、雇用や地域経済に 多大なる貢献をしている。そのためにも、中小企業が引 き続き事業活動が継続できる実効性のある支援策を迅速 に行うことが急務である。

日本経済の迅速な回復に向けた施策を講じ、これから 急激に進む少子高齢化・人口減少社会において、財政の 健全化と国民経済の安定化のバランスを確保した持続可 能なシステムへの改革が必要である。「簡素な税制」、「納 得できる税制」、「公平な税制」の確立を訴えるとともに、 下記について強く要望する。

<基本的な課題>

I. 税·財政改革

1. 財政健全化に向けて

我が国の長期債務残高は国と地方を合わせて1,200 兆円超え、GDPの2.2倍となり先進国の中で最悪である。さらに、2025年には、全ての団塊の世代が後期高齢者を迎えることとなり、年金、医療、介護などの社会保障費が増大する。この事実を深刻に受け止め、歳入、歳出の一体改革が急務である。そして、財政健全化の指針を提示し、道筋を明示するよう求める。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

急速な少子高齢化の進行により、年金、医療、介護等の社会保障制度は、給付の面でも負担の面でも国民生活にとって大きなウエイトを占めてきており、家計や企業の経済活動に与える影響も大きくなっている。世代間の給付と負担の均衡を図り、「社会保障と税の一体改革」の中で、持続可能な抜本的な改革を行うことを求める。

- (1) 年金制度については、給付と負担の見直しが必要である。また、国民に年金を収めることの重要性やメリットを理解させ、率先して年金を支払う意識を持たせるとともに未納を改善する対策を講じる必要がある。
- (2) 医療については、過度な診察・検査・投薬を制限し、ジェネリック医薬品の推進を図る。また、 疾病予防を重視した保健医療体系に転換する

ことが必要である。予防や健康づくりの取り 組みに対して、財政面でのインセンティブ措 置を進めていくべきである。その中でも、健 康経営への取り組みについては、企業の活力 向上による税収増と医療費の適正化に貢献す ることから、より積極的に推進すべき施策で ある。

- (3) 介護制度については、介護施設不足や人材不足 が深刻化しているが、優先すべきは介護職員 の処遇改善であり、それがひいては人材確保 につながる。
- (4) 生活保護については、不正な受給が散見される ため、給付基準、水準を検討することが必要 である。また、受給者の自立支援も併せて行い、 生活保護者数を減少させる事も必要である。
- (5) 少子化対策では、子育て世代への現金支給ではなく、共働き支援強化など子育て環境の整備を進めることを要望する。ライフスタイル、就労形態、家族形態の多様化が急速に進んでいる中で、女性の社会参加を容易にするために出産・育児をサポートする体制の構築が急務である。

3. 行政改革の徹底

国に対する行財政改革のさらなる推進は、長年訴えられてきたところであるが、その抜本的改革は実現せず、財政悪化が増す一方である。日本の国会議員や地方議員の数は主要33か国で考えた場合、多すぎる水準ではないようだが、人員削減を願う意見は多く、その要因として突出した報酬額や歳費にあると思われる。高すぎる議員報酬や国家公務員・地方公務員の報酬は行政改革における無駄の削減を行う上で最も優先的に行うべきであり、さらに、人口減少の局面に入った今の日本にとって、議員定数の削減は当然であり、人員適正化を自らの痛みを恐れず実施し、無駄の削減を行なうべきである。

国、地方が行っている行財政改革の取組みは極めて 不十分であり、一般市民は税金の使われ方に不信感が ある。目に見える形で行財政改革を断行すべきである。

行政が直面する課題は極めて多種多様で深刻な課題が多いとは思われるが、行政サービスの必要性とそのあり方を再点検し、最小の経費で最大の市民サービスの提供を目指すべきである。民間の良いところを取り入れ、前例に囚われることなく柔軟に対応し、業務に取り組む姿勢を新たにして効率的な市民サービスの提供を推進していくことが必要である。

また、近年のインボイス制度、電子帳簿保存法や定額減税など企業における事務負担はかなり増加しているので、必要最小限になるよう配慮されるべきである。

4. マイナンバー制度 等

マイナンバーカードの交付率は8割を超えており、

政府は利用・普及には積極的だが、情報流出やシステムトラブルへの対応が不十分である。最近では健康保険証との一体化などをめぐり、カードの登録に関する情報管理面で問題が生じている。今後も個人情報の漏洩やプライバシーの侵害など、負の側面の拡大が懸念される。中小企業に対する個人情報保護対策支援も不十分であり、マイナンバー制度の利用増加に従ってプライバシー侵害などに対して企業で対応するケースも増えると考える。企業における個人情報保護対策に対する資金面・税制面での支援強化を検討することを要望する。

Ⅱ. 経済活性化と中小企業対策

1. 中小企業の活性化に資する税制措置

中小法人に適用される軽減税率の特例 15%を本則 化するよう求める。また、800 万円以下に据え置かれ ている軽減税率の適用所得金額も 1600 万円程度に引 き上げることを要望する。

現在の賃上げ促進税制は、雇用者給与等支給増加額に対して最大で45%の税額控除が受けられるが、最終的に法人税額から控除できる金額は、その適用年度の調整前法人税額の20%に相当する額が上限となっているため、中小企業が税制措置の恩恵を十分に享受できているとはいえない状況である。中小企業の積極的な賃上げを促進させるためには、この20%という税額控除額の上限を撤廃すべきである。中小企業及び小規模事業者の労働者賃金の底上げのためには、インパクトのある改正が必要と考える。

2. 事業承継税制の拡充

平成30年度税制改正において、相続税・贈与税の事業承継税制の納税猶予制度は、事業承継税制の10年間の特例措置が創設されたが、現在まで特例承継計画の提出件数は伸び悩んでおり、制度の検証を行う必要がある。また、特例承継計画の提出期限は令和8年3月末まで延長されたが、中小企業を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあり、納税猶予制度については、贈与税あるいは相続税の納税を猶予する制度であることには変わりがなく、猶予制度を廃止して免税制度にすべきである。

中小企業が円滑な事業承継を行うためには、要件の 緩和や減免制度、適用対象者の拡大など、さらなる見 直しを積極的に行い、本格的な事業承継税制の拡充を 求める。

3. 消費税への対応 等

消費税引き上げに伴う軽減税率の導入は、会計時の 確認や繁雑な経理処理といった事務負担や設備投資の 増加を企業に負わせる結果となり、現在も企業の運用 上の複雑さや難しさは続いている。軽減税率制度を廃 止し、単一税率にすべきである。

令和5年10月より、適格請求書保存方式(インボイス制度)が導入されたが、取引先が適格請求書事業者かどうか、受領した請求書等がインボイスの要件を満たしているか、その要件を満たしていない場合の対応等の確認作業が多く煩雑であり事務負担が増加している。制度の簡素化を求める。

また、免税事業者が取引から排除される懸念がある 中小企業、零細企業への影響を検証し、不利益が生じ ないよう対策をとる必要がある。

Ⅲ、地方のあり方

1. 地方創生

地域を豊かにし、魅力と活気あふれる地域社会を実現するためには、やはり地方への財政支援、権限移譲などが必要である。地域経済を活かすためには、地域の資源を生かした内発的発展、豊かな個性の伸長、条件の縛りの解消などに目を向け、行政・地域企業・地域住民が三位一体で取り組む仕組みづくりが重要である。また、地方でのネットワーク整備を加速するため、デジタル5 Gやサテライトオフィスの誘致も一考である。企業による事業革新や社会的な課題解決に向けて導入を後押しし、恒久的な対象要件の緩和やインセンティブ等の見直しを行い、国土全体における発展の均衡化を継続的に進めることで地域の経済再生が可能となり、本来の地方創生、ひいては中小企業の事業継承問題も自ずと良い方向へ赴くと思慮する。

ふるさと納税制度により一部の自治体は税収の改善や活性化がなされているようであるが、納税者と納税を受ける自治体に何ら関係性がないまま納税されていることは、制度の本来の目的とは異なると思う。また、ネット販売事業者の商品としてふるさと納税の返礼品が扱われている事も見過ごすべきではない。本来は納税者の出身地や所縁の地に納税することを可能にした制度であり、返礼品という制度ばかりがクローズアップされてしまうような制度は改善すべきである。

2. 財政・行政の効率化 等

市町村、都道府県、国家のそれぞれにおいて重複している財政と行政の権限を移譲し、地方が動きやすい体制への改革が必要と考える。国の役割を再構築し、47 都道府県を広域にわたる広域自治体への再編成や市町村の合併を推し進め、組織をスリムに、風通しの良い、機動性の高い組織に改編することを要望する。

<税目別>

I. 法人税関係

1. 役員給与の損金算入の拡充 等

現行制度は役員給与の損金算入が限定されているが、報酬は業務執行の対価であると考えられる。役員報酬に係る各企業内の制度設計に照らして、損金算入できる範囲の明確化等、実務上の判断に資する所要の措置を検討し、一定の要件を更に緩和するなど、損金算入と対象給与の範囲拡大を求める。

Ⅱ. 個人所得税

1. 所得税のあり方

重要な基幹税の一つである所得税については、国民 が能力に応じて広く全体で負担していくようにすべき である。各種控除制度については、その時々の社会情 勢、経済情勢の変化に合わせて整理は必要である。

また、103万円の壁や130万円の壁と言われるものも実は40年以上前から存在しているが、未だに変更がない。その間に最低賃金の水準は約3倍になっていることから労働時間が制限され、物価変動も2倍以上となっているにも係わらず世帯収入増のブレーキとなっている為、相対的に納税者に不利益が生じている。最低賃金や物価の変動を反映させたスライド条項を設ける事により、パートの所得制限や労働時間の制限が実情に適したものになり、物価上昇に対応できる世帯

収入への改善や労働力不足の改善につながると思われる。また、生活保護基準等もより実情にあったものにすることにより、低所得者の所得が上がり、国民全体の収入が上がることで、税収が上がるメリットもあると考える。

2. 各種控除制度の見直し 等

配偶者控除や配偶者特別控除は、現代の日本社会には時代遅れの政策であり、女性の社会進出や女性活躍による労働力不足の解消ということを考えれば、配偶者の収入や労働時間を抑制する同控除は、縮小もしくは廃止すべきである。そして、同控除に代わり、子供控除、子育て控除といった形で子供の数が多い世帯が、より優遇される制度を作るべきである。

Ⅲ. 相続税・贈与税関係

1. 相続税・贈与税

令和5年度改正により相続時精算課税制度での贈与について、課税価格から110万円の基礎控除が創設され、相続時精算課税制度を利用後も毎年110万円までであれば贈与税がかからず、申告も不要といった形に見直しがあった。一方、暦年課税については、課税が強化され、相続財産に加算する期間が相続開始前3年間から7年間に延長された。相続時精算課税制度に110万円の基礎控除が創設されたことは評価するが、物価上昇の実情を踏まえると相続時精算課税制度及び暦年課税の基礎控除110万円の拡大を求める。

Ⅳ. 地方税関係

1. 固定資産税の抜本的見直し 等

地価は全国ベースでも上昇傾向を示しており、固定 資産税のさらなる負担増が懸念されている。固定資産 税及び都市計画税の税率および評価方法は、地域性を 考慮するとともに都市計画税と合わせて、評価方法及 び課税方式を抜本的に見直す。

また、償却資産に係る固定資産税を撤廃し、新たな設備投資促進に繋がるようにしてもらいたい。

<その他>

I. 震災復興

震災復興税制については効率的に執行し、可能な限り早期に復興措置を達成し特別徴収の解除をしていただきたい。また、今後予想される大規模災害に対する企業・家計の防災・減災対策への支出に対しては税制上の優遇措置を強化すべきである。

Ⅱ. 環境問題に対する税制上の対応

地球温暖化問題をはじめ、世界的な環境問題への対応を我が国も迫られており、既存の環境税であるエネルギー関係課税や車体関係課税の税収を効率よく活用し取り組む必要がある。また、炭素税の本格導入は日本経済に与える影響も大きいと思われるが、環境問題への配慮を考えると、慎重な対応のもとで早期導入が望ましい。

Ⅲ. 租税教育

納税の意義、税の役割について、必ずしも地域の方々が十分に理解し、認識していない部分があるため、社会全体で租税への教育、意識の向上に取り組んでいく必要がある。

現行の小学校、中学校、高等学校の各教育課程における租税教育の取り上げ方は極めて低く、我が国における租税の意義を理解させるには、十分な内容とはなっていない。納税者としての意識及び社会の構成員としての責任を自覚させ、租税の意義や役割だけでなく、その使い道にも関心を持つ主体的な国民を育むため、租税教育の実施を義務付けるよう強く要望する。

Ⅳ. 印紙税

印紙税については、電子取引の拡大や手形決済の省略など、取引慣行の変化に伴い、課税根拠が希簿化している。文章作成の有無による課税は公平性を欠き、また、デジタル化を推進する上で明らかに逆行するものである点から速やかに廃止すべきである。

川崎南法人会からのお知らせです

法人会では、税務協力団体としての役目を 果たすべく、各種情報発信を行っております。

会員企業のみなさまには、今後も継続して 有益な税に関する情報を直接お届けする活動 を行ってまいります。

右の冊子につきまして、必要な会員企業さまに無償でご提供いたします。(送料含無料)

ご希望の方は、法人会事務局までFAXを頂くか、メールにて会社名、ご担当者さま、ご住所、連絡先、必要冊子名及び部数をお知らせください。



【法人会事務局】FAX: 044-276-8738 Eメール info@km-hojinkai.or.jp

身近な法律相談



近隣関係の法律に関して、最近民法が改正され、 令和5年4月から施行されています。①竹木の 枝の切除などに関する規定、②隣地使用権に関 する規定、③ライフラインの設備設置・使用に



弁護士 渡 部 英 明

関する規定の新設がありました。今回は、前回に引き続き、②隣地使用権に関する規定について、見ていきましょう。

私の土地にある建物の外壁を修繕したいのですが、修繕するためには、隣の土地に立ち入らなければできない 構造になっています。隣の土地の所有者が亡くなってしまったようで、現在、だれが所有者か分からず、連絡が とれない状態です。このような場合、どのようにして、隣の土地に立ち入って、建物の外壁の修繕をすればよいでしょうか。

A 民法が改正される前は、土地の所有者が隣の土地を使用するためには、隣の人の承諾が必要であり、承諾が得られない場合には、隣の人に対して承諾を命ずることを求め、承諾に代わる判決を得る必要がありました。そうすると承諾に代わる判決がない限り、隣の土地を使用することができず、相当な時間と労力を費やし、土地の利用を阻害する要因になっていました。

そこで、隣の土地を使用する必要性が高いと考えられる目的のために、隣の土地を使用することができる規定に改められました。すなわち、民法209条1項によれば、土地の所有者は、境界又はその付近における建物の修繕のために必要な範囲内で、隣地を使用することができる旨規定されました(隣地使用権)。

そして、民法209条3項によれば「隣地を使用する者は、あらかじめ、その目的、日時、場所及び方法を隣地の所有者及び隣地使用者に通知しなければならない。ただし、あらかじめ通知することが困難なときは、使用を開始した後、遅滞なく、通知することをもって足りる」と規定されました。これにより、現地調査や登記記録の調査等、調査を尽くしても、隣地所有者が所在不明な場合などは、事前の通知を行わず、隣地所有者が判明したときに遅滞なく通知をすれば足りることになります。

今回の問題でも、調査をしても隣の土地の所有者の所在が不明な場合には、隣の土地に立ち入って、建物修繕を実施し、 隣の土地の所有者の所在が判明したときに遅滞なく、通知すればよいものと考えられます。

ただし、隣の土地上に住屋があり、居住者がいる場合は、その居住者の承諾がなければ立ち入ることはできませんので (民法209条1項但書)、注意が必要です。

Q 隣地使用権が認められれば、無制限にその使用が認められるのでしょうか。

民法209条2項によれば、使用の日時、場所及び方法は隣地所有者及び隣地を現に使用している者(「隣地使用者」といいます。)のために損害が最も少ないものを選ばなければならない、とされています。ですから、
 隣地使用権が認められても、無制限にその使用が認められるわけではありません。

また、土地の所有者の隣地使用により、隣地の所有者又は隣地使用者が損害を受けたときは、その償金を請求することができるとされていますので(民法209条4項)、損害を与えないように注意が必要です。

隣地の所有者又は隣地使用者は判明しているのですが、隣地使用を承諾してくれません。そのような場合は どうすればよいのでしょうか。

民法209条3項により、事前に隣地使用の目的、日時、場所及び方法を通知しても隣地の所有者又は隣地使用者が承諾をしてくれない場合には、隣地使用権などの確認を求める裁判手続きを取る方法が考えられます。 そして、裁判上の和解で早期解決も考えられますので、裁判手続の利用を検討するのがよいと思います。

川崎区・幸区の小学校で租税教室を行いました



6月25日 大島小学校 2時間目 講師(前龍美社 下村 京子さん



6月25日 大島小学校 3時間目 講師 ユウホーム 鳥海 郁子さん



7月8日 御幸小学校 1時間目 講師 (株)柏屋 瀧上 亜里佐さん



7月8日 御幸小学校 2時間目 講師(㈱新川崎雲山堂 青地 直樹さん



7月8日 御幸小学校 3時間目 講師 (前)テーラーマックス 外木 宏明さん



7月8日 御幸小学校 4時間目 講師 九重運輸㈱ 山﨑 由美子さん



7月8日 御幸小学校 5時間目 講師 小向工業(株) 内田 英子さん



7月16日 幸町小学校 3時間目 講師 堂本製菓(株) 堂本 典希さん

女性部会 活動報告

第18回法人会全国女性フォーラム広島大会 4月18日



広島グリーンアリーナ 記念講演会:

「音楽・師との出会い」 講師:

広島交響楽団 音楽総監督 下野 達也 氏

女性部会報告会

6月6日

会場: 煌蘭



青年部会 活動報告

青年部会報告会

5月23日





税務署名刺交換会及び健康経営勉強会 7月31日



会場:

川崎市産業振興会館

「さあ、はじめよう! 神奈川の健康経営。」 講師:

公益社団法人緑法人会 河原 青年部会長

川崎市市制100周年 記念事業及び記念式典開催

7月1日にミューザ川崎にて記念式典が開催されました。 パイプオルガンの演奏や川崎市のあゆみの映像の上映、オー ケストラ・合唱団により記念演奏も執り行われました。記 念表彰式では川崎市の発展に貢献した個人や団体が表彰さ れ川崎南法人会も「市政功労賞」を受賞致しました。



電子帳簿保存法及び消費税・インボイス制度、 定額減税説明 4月24日

会場:カルッツかわさき

講師:

川崎南税務署 法人課税部門 足立 郁子

上席国税調査官 法理 貴文

上席国税調査官



日帰りバス研修旅行

場所:

筑波宇宙センター とブルーベリー狩



6月18日

6月19日

7月8日

社員研修講座

テーマ:

「ビジネススキル基礎講座」

㈱SUGI

コーポレイション

代表取締役

杉本 直鴻 氏



源泉部会研修会

会場:

川崎市産業振興会館

テーマ:

「算定基礎届の手続き講座」

社会保険労務十 志田 淳 氏



源泉部会 報告会

6月3日

5月15日







厚生委員会 救急救命講習会

会場: 川崎市産業振興会館

川崎市消防防災指導公社



実務経理セミナー

6月7日~10日間

会場:

川崎市産業振興会館

東京地方税理士会 川崎南支部 越智 文裕 氏



社員研修講座

会場:川崎市産業振興会館 テーマ:

「決算書読み解き

トレーニング2024」

ファイナンシャル

アライアンス(株)

徳植 陽祐 氏



7月12日

不整脈は怖い?





川崎幸病院 循環器内科部長 / 不整脈部門長 三浦 史晴(みうら ふみはる)医師



- 「不整脈」とは

『不整脈』とは、脈の異常の事をいい、脈が速くなる"頻脈"、脈が遅くな る "徐脈"、脈が乱れたり飛んだりする "期外収縮" などの種類があります。 脈は心臓から血液が送り出される事を意味しますが、脈が少なすぎると、 心臓から送り出す血液の量が不足します。主に脳に行く血液の量が不足 するため、ふらつきやひどい場合には意識を失うことがあります。また、 脈が多すぎると心臓は空うちの状態となり、血圧が低下し全身や脳に 十分な血液を送り出すことができなくなります。



➡ 不整脈は怖い?

不整脈には、治療の必要がないものと、放置すると生命に関わるものがあります。脈がた まに飛んだり、症状の無い徐脈等や運動・精神的に興奮した状態の時に脈が一時的に早く なる事も心配は要りません。一方、怖い不整脈は下記の様な症状を示す場合が比較的多く、 専門医の適切な診断と治療を必要とします。

- 急に意識が無くなる。失神する。
- ✓ 脈拍数が 1 分間に 40 回以下で、体を動かすと息切れやめまいがする。
- ✓ 突然動悸が始まる。
- ✓ 不規則な心臓の動きが続き、胸痛やめまいがする。
- ✔ 1分間に 150 ~ 200 回以上の頻脈、もしくは 50 ~ 40 回以下の徐脈がある。



→ 心臓のセルフチェック

"怖い不整脈""怖くない不整脈"を見極めるには、自分で毎日、決まった時間に脈をとり、 いつもの脈を知ることが大切です。脈を自分で管理することで異常を早期に発見・治療す ることが可能になり、脳梗塞などの命に関わる病気のリスクを下げることができます。

不整脈の特徴は症状の強さと病気の重症度が一致しないことです。つまり症状が非常 に強くても病気と言えないくらい軽症の場合もあれば、症状がほとんどなくても注 意が必要な不整脈という場合もあります。過度の心配は不要ですが、気が遠くなる・ 意識を失うなどの症状があった場合には速やかな診察が必要です。また、自分で脈を 管理していて"変だな"と感じたり、スマートフォンを利用したアプリ、デジタル腕 時計といった心拍数を測定できるもので異常を認めた場合は専門医にご相談下さい。

診療のご案内



社会医療法人財団 石心会

◆第二川崎幸クリニック 受診予約 ☎ 044-511-2112

電話予約受付時間

月~金8:00~20:00 土8:00~17:00 日8:30~17:00 祝日8:30~17:00

新入会員のご紹介。

(令和6年6月1日~令和6年7月31日)

支部名	法人名	1	代表者		所在地	業種	紹介者
幸 1	南 平 原	Шι	﨑 良	子	大宮町5-6	不動産	第一ハウジング㈱
幸4	㈱ 計 測 技 術 研 究 所	渡	辺 祐	_	南加瀬 4-11-1	製造業	事 務 局
中央	㈱ ア イ ・ビ ー ・エ ス	遠し	山 知	宏	新川通10-15-202	ビルメンテナンス業	事 務 局
南1	郁 ジャスト イシバシ	石	橋志	朗	貝塚1-1-15-101	小売業	AIG損害保険㈱
中央	㈱ ラ ナ ン シ ス テ ム	髙	橋 里	佳	駅前本町11-2-4F	ソフトウェア開発	京浜化工㈱
幸3	(株) カザマ	風	間	隆	古市場83	鳶、土木	大同生命保険㈱
東2	侑 山 善商 事	安:	本 好	勝	池上新町1-2-12	不動産一般	菊三建設㈱
東2	㈱ ト ラ イ ア ン グ ル	中 ;	村和	暉	大師本町9-6	電気工事業	AIG損害保険㈱
幸 1	㈱カフェサウダージ	須し	崎	孝	堀川町66-20-2F	飲食業	大同生命保険㈱
区外	近畿日本ツーリスト㈱ 横浜支店	下:	河	浩	横浜市神奈川区栄町3-4-4F	旅行業	秋 山 商 事 ㈱

賛助会員 橋 村 圭 亮 アフラック生命保険㈱

川崎南法人会 主要事業予定

9月

5日(木)

新設法人説明会

師:川崎南税務署担当官

場:川崎南税務署 間:13:30~16:15 会

10日(火)

第2回 総務委員会

場:カルッツかわさき 間:10:30~11:30

11日(水)

●第3回 広報委員会

場:川崎市産業振興会館 間:11:00~12:00

11日(水)

●源泉部会 研修会

-マ:「報酬・料金等の源泉徴収事務」

師:川崎南税務署 担当官 場:川崎市産業振興会館及び

オンライン 間:14:00~16:00

12日(木)

●女性部会 連絡協議会セミナー

師:アパホテル㈱ 代表取締役社長

元谷 芙美子 氏場:ローズホテル横浜 間:14:30~16:30

18日(水)・26日(木)

生活習慣病健康診断

場:川崎市産業振興会館 間:9:30~11:00

18日(水)

• 社員研修講座

ーマ:「中小企業のための資金調達術 総まとめ」

師:中小企業診断士 野見山 佳紀 場:川崎市産業振興会館 間:15:00~16:30

18日(水)

●第2回 理事会及び会員増強決起大会

場:川崎市産業振興会館 間:16:00~17:30

19日(木)

• 決算法人説明会

講 師:川崎南税務署担当官

場:川崎南税務署 間:13:30~16:30

20日(金)

● 女性部会 税務研修会

-マ:「節税について」 師:川崎南税務署 担当官 場:川崎市産業振興会館 講 会 間:16:30~17:15

10月

1日(火)~10日間

• 初級簿記講習会

師:東京地方税理士会 川崎南支部

吉彦 :川崎市産業振興会館 間:14:00~16:00 時

2日(水)

● 厚生委員会 ゴルフ大会

所:立野クラシック・ゴルフ倶楽部

3日(木)

●法人会全国大会(鹿児島大会)

マ:「新型コロナ禍で大打撃を受け た航空業界 危機下の経営戦略 を語る」

師: ANAホルディングス㈱ 取締役会長 片野坂 真哉 氏

場:城山ホテル鹿児島間:14:00~

8日(火)

● 源泉部会 移動研修旅行

所:横浜税関と神奈川県警察本部

13日(日)~16日(水)

● 海外研修旅行

所:タイ・バンコク

17日(木)

• 決算法人説明会

師:川崎南税務署担当官 講

場:川崎南税務署 会 間:13:30~16:30

19日(土)~20日(日)

●幸区民祭

場 所:幸区役所周辺

21日(月)

社員研修講座

テーマ:「カスタマーハラスメント対応術」 講 師:クレームコンサルタント

谷 厚志 氏

場:川崎市産業振興会館間:14:00~16:00 舟

26日(土)

● 社会貢献活動 海岸清掃

所:花水川河口付近

27日(日)~28日(月)

●女性部会 1泊研修旅行

所:未定

税務無料相談《

相

9月の相談日/17日火 10月の相談日/15日火、22日火

【午後1時~3時】 相談については、

事前に事務局までご連絡ください。

所

公益社団法人 川崎南法人会事務局 ☎044-276-8731 川崎市幸区堀川町66-20

(川崎市産業振興会館5F)

法律無料相談(

ご希望の日程、時間を

お知らせください お気軽にご相談ください

横浜綜合法律事務所 (☎044-276-8731) 横浜市中区日本大通11

横浜情報文化センター11F 相談については、

事前に事務局までご連絡ください。



Business Guard



世界有数の地震国、日本! いつ、どこで大地震が発生しても 不思議ではありません。

地震災害のリスクに備えて、

回避・低減の対策を!



ふ法人会の企業地震保険

企業財産保険+財物損害補償特約+地震・噴火危険補償特約(財物損害補償特約用)

地震災害のリスクから会員企業をガードします!

この広告は保険の概要をご説明したものです。 保険の対象、建物の構造、建築年月等によってはお引受できない 場合もございますのであらかじめご了承ください。 2022年2月時点の内容です。

AIG損害保険株式会社

〒105-8602 東京都港区虎ノ門4-3-20 03-6848-8500 午前9時~午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く) https://www.aig.co.jp/sonpo



お問い合わせ・お申し込みは

横浜支店

〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜2-4-19 富士火災横浜ビル TEL.045-277-3110 FAX.045-476-8175 午前9時~午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)